

### 毎年3月は「自殺対策強化月間」です

平成27年の自殺者数は、2万3971人(警察庁速報値)と、4年連続して3万人を下回りました。しかし、依然として深刻な社会問題であることに変わりありません。

●**自殺対策強化月間とは**：国では、月別自殺者数の多い3月を自殺対策強化月間と定め、地方公共団体や関係機関と連携し、重点的に啓発活動を展開するとともに、支援施策の強化を推進することとしています。

- 強化月間中の市の主な取組**
- ①心の健幸相談室(通年)
  - ②こころの体温計(通年)
- 健康政策課 東1階**  
TEL(23)8704



### 平成28年度資源ごみ回収団体の登録受付について

市では、ごみの減量化、資源化を推進するため、また、ごみ問題に対する市民意識の高揚を図ることを目的に、資源ごみを回収する団体に報償

金を交付しています。平成28年度の団体登録手続きなどは次のとおりです。

●**対象**：「資源ごみ」とは、市内の家庭から排出される一般廃棄物のうち、資源として再利用できる古紙、古着およびペットボトルで、「団体」とは、市民で組織する団体です。

●**団体登録手続き期間**：4月1日(金)～4月28日(木)  
●**新規で登録する場合**：生活環境課で必要書類を受け取り、期間内に団体登録してください。

▼**継続して登録する場合**：3月中に代表者宛に関係書類をお送りします。期間内に団体登録してください。  
※継続する場合も、毎年登録が必要となりますのでご注意ください。

- 報償金額**
- ①古紙類 1kg 4円
  - ②ペットボトル 1袋 300円(1袋約5kg)
  - ③古着 1kg 30円
- 生活環境課 A1階**  
TEL(23)8706



### 平成28年度 栃木県消費生活リーダー養成講座の受講者募集

消費者として自己啓発に努めるとともに、行政と連携を取りながら地域において消費生活に関する普及啓発活動を行うことができる消費者リーダーを募集します。

- 募集人員**：2名程度
- 受講会場**：栃木県庁(宇都宮市埴田1-1-20)
- 内容**：消費生活に関する基礎知識の講義、実習など
- 日程**：5月～11月の12日間(午前10時～午後3時)
- 受講料**：無料
- 応募資格**：市内在住で消費者活動に関心があり、全日程受講できる方
- 応募方法**：左記へ電話で申し込み。
- 応募期限**：4月15日(金)

●**問 申生活環境課 A1階**  
TEL(23)8832

### 大田原市(旧)指定ごみ袋の使用期限を平成30年3月31日まで延長します

平成26年度の市指定ごみ袋の変更に伴い、旧指定袋の使用期限を平成28年3月31日までとしていましたが、現在ご

みステーションに排出されている袋を調査した結果、旧指定袋での排出が数多く見受けられました。

このため、旧指定袋の使用期限を平成28年4月1日から平成30年3月31日まで、2年間延長します。

●**問 生活環境課 A1階**  
TEL(23)8706

### プラスチック製ごみの分別方法が変更になります

プラスチック製ごみは、「もやせるごみ」と「もやせないごみ」の2種類に分別しており、これまで、硬質プラスチック製ごみはもやせないごみとして排出をお願いしていましたが、硬質かどうかの判断が分かりにくいことから、平成28年4月から次のとおり分別方法を変更します。

●**平成28年4月からの正しい分別方法**：全てのプラスチック製ごみ(硬質プラスチックも含む)は「もやせるごみ」となります。

※ただし、指定袋に入らない大きさのプラスチック製ごみは粗大ごみとなりますので、直接広域クリーンセンター大田原へ搬入してください。

※また、金属が付いているプラスチック製ごみはこれまでも同様に「もやせないごみ」で出してください。

※その他の詳細は、「ごみ分別収集カレンダー」又は「おたわらクリーンナビ」をご覧ください。

●**問 生活環境課 A1階**  
TEL(23)8706

### 米粉パン作りに参加しませんか？

くらしの会では食の安全・安心、米の消費拡大などを考えるため、米粉パン作り講習会を開催します。

- 日時**：3月29日(火) 午前9時～午後1時30分
- 場所**：大田原東地区公民館
- 参加条件**：大田原市民
- 募集人数**：30名

※本人以外の申込受付は家族の場合のみ。初参加の方優先。定員になり次第締切。

- 持参品**：エプロン、三角巾
- 参加費**：200円(材料費)
- 申込方法**：3月18日(金)午前9時から左記へ電話で申し込み。

●**問 生活環境課 A1階**  
TEL(23)8832  
●**問 くらしの会会長 菊池**  
TEL(22)6194

**A** 仮設庁舎A棟「政策・せいかつ館」 **B** 仮設庁舎B棟「税・まちづくり館」 **東** 東別館「安心・しあわせ館」

各種相談		※開催日時は、3月15日(火)～4月14日(木)の期間のものを掲載しています。			
相談		日時		場所	問い合わせ
総合行政 相談	大田原地区	3月22日(火)	10:00～15:00	大田原市福祉センター	市情報政策課 <b>A</b> 2階 TEL(23)8700
	黒羽地区	4月12日(火)	9:30～12:00	黒羽・川西地区公民館	
	湯津上地区	4月6日(水)	13:00～16:00	佐良土多目的交流センター	
人権 相談	大田原地区	3月28日(月)	9:30～12:00	大田原市福祉センター	市総務課 <b>A</b> 2階 TEL(23)1111
	黒羽地区	4月12日(火)	9:30～12:00	黒羽・川西地区公民館	
	湯津上地区	4月6日(水)	13:00～16:00	佐良土多目的交流センター	
心配ごと 相談	大田原地区	毎週金曜	9:00～12:00	大田原市福祉センター	市社会福祉協議会 TEL(23)1130
	湯津上地区	毎月第1水曜	13:00～16:00	佐良土多目的交流センター	// 湯津上支所 TEL(98)3715
	黒羽地区	毎月第1・3木曜	9:00～12:00	社会福祉協議会黒羽支所	// 黒羽支所 TEL(54)1849
広域無料法律相談(要予約)		毎月第2木曜	13:30～	トコトコ大田原3階 市民交流センター	市総務課 <b>A</b> 2階 TEL(23)1111
市民無料法律相談(要予約)		毎月第4水曜	13:30～	大田原市福祉センター	市総務課 <b>A</b> 2階 TEL(23)1111
公正証書(法律)無料相談(要予約)		毎月第4水曜	10:00～12:00 13:00～16:00	大田原公証役場	大田原公証役場 TEL(23)0666
栃木県交通事故相談		毎週水・金曜	9:00～11:30 13:00～15:30 (年末年始・祝日を除く)	栃木県庁那須庁舎 那須県民相談室	交通事故相談用電話 TEL(23)1556
不動産無料相談会(要予約)		2月16日(火) 3月3日(木)	13:30～15:30	不動産会館県北支部 (黒磯文化会館前)	(公社)宅建協会県北支部 TEL 0287(62)6677
自殺予防いのちの電話 フリーダイヤル		毎月10日	8:00～11日8:00	—	フリーダイヤル TEL 0120(738)556
子育てに関する相談 DV・離婚に関する相談		月～金 (祝日を除く)	8:30～16:00	子育て相談室 (市役所東別館1階)	市子ども幸福課 <b>東</b> 1階 TEL(24)0112
働く人のメンタルヘルス相談		毎月第3水曜	13:30～16:30 (土・日を除く3日前までに予約)	大田原労政事務所 (栃木県那須庁舎1階)	大田原労政事務所 TEL(22)4158
とちぎジョブモール巡回相談		毎月第1木曜 セミナー 10:30～/相談 13:00～ (前日 17:00 までに予約)		栃木県那須庁舎 第三会議室	
生活困窮者の支援制度		月～金 (年末年始・祝日を除く)	8:30～17:15	市社会福祉協議会 (浅香3-3578-17)	市社会福祉協議会 TEL(23)1130
<b>■精神保健福祉クリニック</b>					
●日時…3月9日(水) 午後1時30分～3時					
●場所…県北健康福祉センター(住吉町2-14-9)					
●内容…こころの悩みを抱えている方やそのご家族を対象に、精神科医・保健師が相談に応じます。(要予約)					
問 県北健康福祉センター TEL(22)2259					

**消費生活センター情報 電力の小売全面自由化がスタートします**

最近、『電力自由化』という言葉をよく目にします。皆さんもテレビコマーシャル等で1度は目にしたことがあるのではないのでしょうか。

これまで家庭や商店向けの電気は、各地域の電力会社だけが販売しており、電気をどの会社から買うか選ぶことはできませんでした。平成28年4月1日以降、電気の小売業への参入が全面自由化されることにより、全ての消費者が電力会社や料金メニューを自由に選択できるようになります。

つまり、各家庭のライフスタイルや価値観に合わせ、電気の売り手やサービスを自由に選べるようになり、選択次第では、今までよりも料金が安くなったり、より良いサービスを受けたりすることができるようになります。ですが、このメ

リットも、逆を言えば、無数にある選択肢の中から、自分で最適なプランを見つけなければならないということになります。

これから切り替えを検討する際には、契約トラブルを避けるためにも、料金・契約期間・契約解除等の諸条件の説明や書面交付を受け、その内容を踏まえて判断するようにしてください。登録小売電気事業者(※)などを詳しく知りたい場合は、経済産業省資源エネルギー庁のホームページ等をご覧ください。

※小売電気事業を行うために経済産業大臣の登録を受けている業者。登録を受けていなければ小売電気事業を営むことができない。

問 大田原市消費生活センター(住吉町1-9-37) TEL(23)6236

受付時間…9:00～12:00、13:00～16:00(土・日・祝日を除く)